

# 官報号外 昭和二十五年十二月十日

## ○第九回 衆議院会議録第十三号

昭和二十五年十一月九日(土曜日)

議事日程 第十二号

午後一時開議

請願

[日程は本号の末尾に掲載]

●本日の会議に付した事件

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

國立学校設置法等の一部を改正す

る法律案(本院提出、参議院回付)

地方公務員法案(内閣提出、参議

院回付)

水産業協同組合法の一部を改正す

る法律案(参議院提出)

請願日程 トランクに対する自動

車税の軽減等に関する請願外百

九十七請願 岩国市の地域給引上げの請願外六

十四請願

○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国家公務員のための

国設宿舎に関する法律の一部を改正す

る法律案(本院提出、参議院回付)

地方公務員法案(内閣提出、参議

院回付)

水産業協同組合法の一部を改正す

る法律案(参議院提出)

請願日程 トランクに対する自動

車税の軽減等に関する請願外百

九十七請願 岩国市の地域給引上げの請願外六

十四請願

第十條第七号を次のよう改めます。

する法律(昭和二十四年法律第百十

七号)の一部を次のよう改めます。

第十條第七号を次のように改めます。

七 国立国会図書館館長及び参議

院事務総長

七の三 衆議院法制局長及び参議

院法制局長

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 大だいま議題となりました

した国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて、提案の理由を簡単に御説明いた

します。

本來は衆議院運営委員会において立案

したものでありまして、この法律によ

りて、提出者の趣旨弁明を許

します。議院運営委員今村忠助君。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舎に

関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舎に

関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舎に

は、今後は議員立法を中心とすることが本来の姿であると信じます。これがためには各般の措置等について十分研究することが必要であります。本案も立派に大したものであります。何とぞ御賛成を願います。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしま

す。本案を可決するに御異議ありませんか。

○副議長(岩本信行君) 本院提出、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本院提出、参議院回付案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十二條によりここに回付する。

昭和二十五年十一月九日

参議院議長 佐藤 尚武

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本院提出、参議院回付案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十二條によりここに回付する。

昭和二十五年十一月九日

参議院議長 佐藤 尚武

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 運輸省     | 本省       | 一五、三八五人 |
| 船員労働委員会 | 海上保在所    | 五九人     |
| 航海難空審判所 | 計        | 八五人     |
|         | 一、〇九六人   | 一、〇九六人  |
|         | 一、七、五九四人 | 一、九二人   |

に改める。

○副議長(岩本信行君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

地方公務員法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(岩本信行君) 参議院から、地方公務員法案が回付せられました。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方公務員法案の参議院回付案を議題といたします。

地方公務員法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十五年十二月九日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 原喜重郎殿

例で人事委員会を置くものとする。

2 地方自治法第百五十五條第二項の市以外の市は、條例で人事委員会を置き、又は議会の議決を経て定める規約により地方自治法第百五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定するに改める。

3 第一項又は前項の規定により人

事委員会及び公平委員会並びに職員に関する條例の制定

第五條 地方公共団体は、法律に特

別の定がある場合を除く外、この

法律に定める根本基準に従い、條

例で、人事委員会又は公平委員会

の設置、職員に適用される基準の

実施その他職員に関する事項につ

いて必要な規定を定めるものとす

る。但し、その條例は、この法律の精神に反するものであつてはな

らない。

第七條 第一項又は第二項の規定

により人事委員会を置き、又は他

の地方公共団体の人事委員会に委

託して第八條第一項に規定する人

事委員会の事務を処理させる地方

公共団体においては、前項の條例

を制定し、又は改廃しようとする

ときは、当該地方公共団体の議会

において、人事委員会の意見を聞かなければならぬ。

(人事委員会又は公平委員会の設

置)

第六條 都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五條第二項の市及び特別市は、條

とを管理し、及びその他人事に用する統計報告を作成すること。

2 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

1 職員の給與、勤務時間その他の

の勤務條件に関する措置の要求

を審査し、○及び必要な措置を

補償その他職員に関する制度に

ついて絶えず研究を行い、その

成果を地方公共団体の議会若し

くは長又は任命権者に提出する

こと。

3 人事委員会は、第一項第九号及

び第十号並びに第四項に掲げるも

のを除き、この法律に基くその範

限で人事委員会規則で定めるもの

を当該地方公共団体の他の機関又

は人事委員会の事務局長に委任す

ることができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、

法律又は条例に基きその権限に属

せしめられた事項に関し、人事委員会規則又は公平委員会規則を制定することができる。

5 人事委員会又は公平委員会は、

法律又は条例に基くその権限の行

使に關し必要があるときは、証人

を喚問し、又は書類若しくはその

字の提出を求めることができる。

6 人事委員会又は公平委員会は、

人事行政に関する技術的及び専門

的な知識、資料その他の便宜の授

受のため、國又は他の地方公共団

体の機關との間に協定を結ぶこと

ができる。

7 第一項第九号及び第十号又は第

二項各号の規定により人事委員会

又は公平委員会に屬せしめられた

権限に基く人事委員会又は公平委員会の決定○及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定

2 例で人事委員会を置くものとする。  
2 地方自治法第百五十五條第二項の市以外の市は、條例で人事委員会を置き、又は議会の議決を経て定める規約により地方自治法第百五十五條第二項の市以外の他の市と共同して人事委員会を置き、若しくは他の地方公共団体との契約によりその地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第一項に規定するに改める。

2 第一項又は前項の規定により人事委員会を置き、又は他の地方公共団体に委託して第八條第一項に規定する人事委員会の事務を処理させることができる。

3 第一項又は前項の規定により人事委員会を置く地方公共団体と総称する。以外の地方公共団体(以下「人事委員会を置かない地方公共団体」という。)は、條例で公平委員会を置く地方公共団体と総称する。)以外の地方公共団体(以下「人事委員会を置かない地方公共団体」という。)は、條例で公平委員会を置くものとする。但し、人事委員会を置かない地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により共同して公平委員会を置くべき條例に適合して行われることを確保するため必要な範囲にこれに關する事務を行ふこと。

4 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
4 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
5 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
5 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
6 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
6 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
7 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。

8 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
8 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
9 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
9 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
10 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
10 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。  
11 人事委員会は、左に掲げる事務を処理すること。

める手続によって、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

8 前項の規定は、法律問題につき

裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(人事委員会又は公平委員会の議事)

第十一條 人事委員会又は公平委員会は、委員(全員)一人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならない。

4 前二項に定めるものを除く外、人事委員会又は公平委員会の議事に關し必要な事項は、人事委員会又は公平委員会が定める。

(政治的行為の制限)

第三十六條 職員は、政党その他の政治団体の結成に關與し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならぬ。又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、左に掲げる政治的行為をしてはならない。

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行ふよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならぬ、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他の職員の地位に關してなんらかの利益若しくは不利益を與え、

定する政治的行為をなし、若しく

は登録を受けた職員団体

は、条例で定める條件又は事情の下において、職員の給與、勤務時

間その他の勤務條件に關し、當該

但し、公立学校(學校教育法(昭和二十一年法

建第二十六号)に規定する公立学校をいう。

以下同じ)に勤務する職員以外の職員は、當該職員の屬する地方公共團体の区域(當該職

員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は

地方自治法第百五十五條第二項の市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地

方事務所又は区の所管区域)外において、公

立學校に勤務する職員は、その學校の設置者

たる地方公共團体の区域(當該學校が學校教

育法に規定する小學校、中學校又は幼稚園で

あつて、その職員が地方自治法第百五十五

條第二項の市であるときは、その學校の所在

する区の区域)外において第一号から第三

号まで及び第五分に掲げる政治的行為をする

ことができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないよ

うに勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に關與すること。

三 寄附金その他の金品の募集中に關する。

四 文書又は図画を地方公共團体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共團体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用されること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

の実行、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共團体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用されること。

(要請及び審査の手続等)

第四十八條 前二條の規定による要

求及び審査の手続並びに審査

の結果執るべき措置に關し必要

な事項は、人事委員会規則又は公

平委員会規則で定めなければなら

ない。

(交渉)

第五十五條 登録を受けた職員団体

は、条例で定める條件又は事情の

下において、職員の給與、勤務時

間その他の勤務條件に關し、當該

與えようとして、若しくは約束し

てはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に應じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本條の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方

公共團体の行政の公正な運営を確

保するとともに職員の利益を保護

することを目的とするものである

という趣旨において解釈され、及び

運用されなければならない。

(審査及び審査の結果執るべき措

置)

第四十七條 前條に規定する要求が

あつたときは、人事委員会又は公

平委員会は、事案について口頭審

理その他の方法による審査を行

い、○の結果に基いて、その権

限に屬する事項については、自ら

これを実行し、その他の事項につ

いては、当該事項に關し権限を有

する地方公共團体の機關に対し、

必要な勧告をしなければなら

ない。

(要請及び審査の手續等)

第五十七條 職員のうち○その職務

と責任(教育法(昭和二十一年法)に規定する校長、教員及び

事務員を含む)に基づいてこの法律

に対する特例(重複するものに

ついては、別に法律で定める。但

しその特例は、第一條の精神に

反するものであつてはならない。

第六十一條 左の各号の一に該当す

る者は、三年以下の懲役又は十万

円以下の罰金に処する。

一 第五十條第一項に規定する權

限の行使に關し、第八條第五項

地方公共團体の當局と交渉するこ

とができる。なお、これに附帯し

て社交的又は厚生的活動を含む過

問を受け、正当な理由がなくて

これに應ぜず、若しくは虚偽の

陳述をした者又は同項の規定に

より人事委員会若しくは公平委

員会から書類若しくはその写の

提出を求められ、正當な理由が

なくしてこれに應ぜず、若しくは

虚偽の事項を記載した書類若し

くはその写を提出した者

の規定により人事委員会若しくは公平委員会から証人として喚問を受け、正当な理由がなくて

これに應ぜず、若しくは虚偽の

陳述をした者又は同項の規定に

より人事委員会若しくは公平委

員会から書類若しくはその写の

提出を求められ、正當な理由が

なくしてこれに應ぜず、若しくは

虚偽の事項を記載した書類若し

くはその写を提出した者

第三号の同則並びに第六十二條中第六十一條第二号及び第三号に関する部分は、都道府県及び地方自治方第五十五條第二項の市についてはこの法律公布の日から起算して一年六月を経過した日から、その他の地方公共団体にあつてはこの法律公布の日から起算して二

**十五條第一項の市的人事委員会の事務局の主要な事務職員で當該人事委員会の指定するものは、この法律公布の日から起算して八月以内に地方自治庁が人事院の協力を得て行う人事行政に関する技術研修を受けるものとする。**

11 10 定によりなされた懲戒処置の外を含むものとする。  
地方公務員に関する從前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、なお、從前の例による。  
この法律公布の日から起算して

ち、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱については、この法律公布の日から起算して四ヶ月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたもの取扱については、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通

十八條第三項中「人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公團体においては、地方公團体の長）」とあるのは「地方公團体の長」と読み替えるものとする。

年を経過した日からその額を支拂はし、第一七七條から第一九九條まで及び第四十六條から第五十一條までの規定並びに第六十條第三号、第六十一條第一号及び同條第五号の罰則並びに第六十二條中第六十一條第一号及び第六六二號に關する

最初に選任される入事委員会又は公平委員会の委員の任期は、第九條第一項本文の規定にかかるらず、一人は四年、一人は三年、一人は二年とする。この場合において、各委員の任期は、地方公

十三條第一項中「人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長とする。以下本節中同じ。）及び「人事委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、同條第四項から

第五十八條第一項の規定施行の際現に存する法人である労働組合でその主たる構成員が職員であるものが第五十三條第一項の規定による。

る部分は、この法律公布の日から起算して八月を経過した日から施行し、その他の規定は、この法律公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

6 職員の任免、給與、分限、懲戒、服務その他身分取扱に関する事項については、この法律中の各相当規定がそれぞれの地方公共団体に適用されるまでの間は、当該地方公共団体について、なお、  
在所の例による。

あるのは「当該地方全公団体の長」と、それぞれ読み替えるものと子る。

十五條第二項の市の人事委員会は、この法律公布の日から起算して六月以内に、公平委員会は、この法律公布の日から起算して八月以内に設置しなければならない。  
(人事委員会の委員の基礎的研究修習)

7 昭和二十三年七月二十二日附  
關總理大臣宛連合國最高司令官軍  
簡に基く臨時措置に関する政令  
(昭和二十三年政令第二百一號)  
は、附則第二十項〇に規定する職  
員を除き、職員に関してはその効  
力を失う。

長」と読み替えるものとする。  
第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主なる構成員が職員であるものは、この法律公布の日から起算して四月以内に第五十三條第一項の規定による登録の申請をしなければならない。二つ場合によつて、地方支

十五條第二項の市の人事委員会の最初に選任される委員は、この法律公布の日から起算して七月以内に地方自治が人事院の協力を得て行う人事行政に関する基礎的研究を受けるものとする。  
（人事委員会の事務職員の技術的研修）

8 前項の政令がその効力を失う時  
にした同令第二條第一項の規定に  
違反する行為に対する罰則の適用  
については、なお、従前の例によ  
る。

14 第五十八條第一項の規定施行の際現に存する労働組合でその主たる団体の員は、申請を受理した日から一月以内に第五十三條第一項の規定による登録をした旨又はない旨の通知をしなければならぬ。

18 第五十九條第一項及び第二項の規定が施行前にしたこれらの規定に違反する行為に対する罰則の適用については、これらの規定にかかわらず、  
規定期限内に起算してこの法律公布の日から起算して

院提出、水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題となし、この際、監査長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○副議長（岩本信行君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕





たは水災によつて損害をこうむつた場合は、会員に対して共済金を交付し、相互に救済せんとする点であります。

第三点は、この事業で保険事業に該当するものについては保険事業法を適用しないことにして、並びに主務大臣が必要ありと認めるときは共済金について最高金額を決定し、また監督上必要な事項を指示することができる点等であります。

本法律案は参議院より提出されまして、昨八日、本委員会に付託になり、提出者、参議院水産委員長より提案理由の説明を聽取らし、その後慎重審議をいたしました結果、本日討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】  
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて各請願はいずれも採用しないことにして、並びに主務大臣が必要ないと認めるときは共済金

長の報告を省略して採決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】  
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて各請願はいずれも採用するに決しました。

#### 深川町の地域給存続の請願(吉武惠)

市君外二名紹介(第一〇一号)

阿知須町の地域給上昇の請願(吉

武恵市君外二名紹介(第一〇三号)

出布施町の地域給存続の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一〇四号)

平生町の地域給存続の請願(吉武惠)

市君外二名紹介(第一〇五号)

防府市の地域給上昇の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一〇六号)

豊東村の地域給上昇の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一〇七号)

富海村の地域給上昇の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一〇八号)

和木村の地域給上昇の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一〇九号)

小松町の地域給上昇の請願(吉武

恵市君外二名紹介(第一一〇号)

大嶺、伊佐西町の地域給上昇の請

願(吉武恵市君外二名紹介)(第一一

一〇八号)

秋吉村、大田町美東地区の地域給指

定に関する請願(吉武恵市君外二名

紹介)(第一一〇九号)

久賀町の地域給指定に関する請願

(吉武恵市君外二名紹介)(第一一

一〇九号)

厚狭地区の地域給指定に関する請願

(吉武恵市君外二名紹介)(第一一

一〇九号)

高森町の地域給引上げの請願(吉武

恵市君外二名紹介)(第一一三号)

小野田市の地域給引上げの請願(吉

武恵市君外二名紹介)(第一一四号)

玖珂町の地域給引上げの請願(吉武

恵市君外二名紹介)(第一一五号)

柳井町の地域給引上げの請願(吉武

恵市君外二名紹介)(第一一六号)

宇都市の地域給指定に関する請願  
(吉武恵市君外二名紹介)(第一一七  
号)

岩見沢市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一九八号)

苫小牧市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一九九号)

下関市の地域給指定に関する請願  
(吉武恵市君外二名紹介)(第一一八  
号)

舞鶴市の地域給存続の請願(大石ヨ  
シエ君紹介)(第一一九号)

吳市の動務地手当割合改訂に関する請願  
(前田翠之助君外二名紹介)(第一  
一二〇号)

徳佐村を寒冷地手当支給地域に指定  
の請願(吉武恵市君紹介)(第一一二  
号)

新見、上市西町の地域給指定に関する  
請願(近藤鶴代君紹介)(第一一二  
号)

厚東村の地域給引上げの請願(吉武  
恵市君外二名紹介)(第一一七六号)

喜多村の地域給存続の請願(江崎  
義澄君紹介)(第一一七七号)

岡山村の地域給指定に関する請願  
(江崎重澄君紹介)(第一一七八号)

網走市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一一七九号)

南陽町の地域給上昇の請願(江崎  
義澄君紹介)(第一一八〇号)

蟹江町の地域給指定に関する請願  
(高橋禪六君紹介)(第一一八一号)

鹿児島県下の地域給指定に関する請  
願(松本七郎君紹介)(第一一八二号)

琴似町の地域給指定に関する請願  
(大石ヨシエ君紹介)(第一一八三号)

京都市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一一八四号)

荒木町の地域給指定に関する請願(龍  
野喜一郎君紹介)(第一一八五号)

羽大塚町の地域給存続の請願(龍野  
喜一郎君紹介)(第一一八六号)

氣賀四郡下の地域給指定に関する請  
願(松本七郎君紹介)(第一一八七号)

右田村の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一一八八号)

豊平町の地域給指定に関する請願  
(松井政吉君外二名紹介)(第一一八  
九号)

トラックに対する自動車税の軽減等  
に関する請願外百九十七請願に關す  
る報告書  
〔本号の附録に掲載〕

岩見沢市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一一九八号)

苫小牧市の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一一九九号)

千歳町の地域給指定に関する請願  
(岡田春夫君紹介)(第一二〇〇号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(松澤兼人君紹介)(第一二〇一号)

大牟田市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
三号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
四号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
五号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
六号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
七号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
八号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
九号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一〇号)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
一九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇一九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二〇年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二一年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二二年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二三年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二四年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二五年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二六年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二七年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二八年)

稚内市の地域給指定に関する請願  
(青野武二君外二名紹介)(第一二〇  
二〇二九年)</

我田川市の地域給指定に関する請願

(平井義一君紹介)(第五一六号)

福岡県京都郡下の地域給指定に関する請願(平井義一君紹介)(第五二九号)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、岩国市の地域給引上げの請願外六十四請願を一括議題となし、その審議を進められることを望みます。

○福永長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○福永長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

岩国市の地域給引上げの請願外六十  
〔本号の附録に掲載〕

○福永長(岩本信行君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○福永長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて各請願はいずれも採択するに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午後七時四十六分休憩

午後十一時四十八分開議

○福永長(岩本信行君) 休憩前に引続  
き会議を開きます。

諸君、第九回国会は本日をもつて終了いたしました。今回の会期は一日会期を延長して十九日間でありますたが、

本会議はほとんど連日にわたり十二回にも及びました。その間、委員会を初め日夜並々ならぬ諸君の御努力の結果、補正予算及び四十余件の重要な案をこの短期間に議了せられました。まことに御恩慶の至りにたえません。こ

とに諸君速日連夜の御勞苦に対し深く感謝の意を表する次第であります。

なお次期国会は引き続き明日十月をもつて召集されおります。この際一層の御奮闘を祈つてやみません。

これにて散会いたします。(拍手)

午後十一時五十分散会

債認可の請願(大石ヨシエ君紹介)

(第一三八号)

八 国費支弁職員の身分切替に関する請願(成田知巳君紹介)(第二〇三六五号)

九 福知山市警察吏員の定員増加に関する請願(青田喜一君紹介)(第二〇六号)

一〇 県立地方病院建設に関する請  
願(志田義信君紹介)(第二一九号)

一一 木材に対する引取税撤廃の請  
願(村上勇君紹介)(第二一九号)

一二 揚撫網漁網に対する課税適正化の請願(田口長治郎君紹介)(第二一〇号)

一二三 地方公共団体の局部設置に関する請願(中村清君紹介)(第三二五号)

一四 地方議会事務局強化に関する請願(中村清君紹介)(第三二七号)

一五 單純労務者の地方公務員法適用除外に関する請願(大矢省三君外一名紹介)(第三三二号)

一六 国庫補助職員の増員抑制に関する請願(中村清君紹介)(第三三三号)

一七 昭和二十五年度地方財政平衡計画に対する請願(中村清君紹介)(第三三四号)

一八 揚撫網漁網に対する課税適正化の請願(岡西明貞君紹介)(第三三七号)

一九 同(小松勇次君紹介)(第三七八号)

二〇 危険物取扱條例中映写技術者に関する條項改正の請願(並木芳

紹介)(第一二三号)

二一 家具に対する物品税撤廃の請  
願(守島伍郎君紹介)(第一二四

号)

二二 児童用乗物類に対する物品税

撤廃の請願(中野四郎君紹介)(第一二五号)

二三 写真感光材料に対する物品税

撤廃の請願(中野四郎君紹介)(第一二六号)

二四 黒糖に対する消費税撤廃の請  
願(原田雪松君外四名紹介)(第一二七号)

二五 鹿児島市電運賃の請  
願(守島伍郎君紹介)(第一二五号)

二一 地方財政平衡交付金に関する請  
願(山口利義君紹介)(第一二六号)

二二 地方税引下げに関する請  
願(松澤隼人君外一名紹介)(第一二六五号)

二三 元林飛行場の国際飛行場化反対の請願(成田知巳君紹介)(第一二七号)

二四 國庫負担率算定方法公論の請  
願(山崎岩男君外一名紹介)(第一二七号)

二五 不動産担保による長期金融対策確立の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第一二八号)

二六 児童用乗物類に対する物品税  
撤廃の請願(守島一郎君紹介)(第一二九号)

二七 墓石機具に対する物品税の免  
税点設定に関する請願(松水佛骨君紹介)(第一二三〇号)

二八 てん茶に対する物品税撤廃の請  
願(三宅則義君紹介)(第一二三一  
号)

二九 卓球ボールに対する物品税の  
請願(三宅則義君紹介)(第一二三二号)

三〇 はち密に対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三三号)

三一 講演料に対する物品税の請  
願(三宅則義君紹介)(第一二三四号)

三二 国民金融公庫官崎支所の資金  
増額に関する請願(川野芳潤君紹  
介)(第一二三五号)

三三 児童用乗物類に対する物品税  
撤廃の請願(中野四郎君紹介)(第一二三五号)

三四 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

三五 三宅則義君紹介(第一二三五号)

三六 三宅則義君紹介(第一二三五号)

三七 三宅則義君紹介(第一二三五号)

三八 色紙等に対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

三九 金庫に対する物品税撤  
廃若しくは免税点設定の請  
願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四〇 つり用具に対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四一 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四二 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四三 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四四 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四五 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四五 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四六 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四七 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四八 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

四九 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五〇 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五一 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五一 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五二 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五三 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五四 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五五 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五六 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

五七 つめ切りに対する物品税撤  
廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二三五号)

|  |   |
|--|---|
| 二五 楽器に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第一二一號)                | 一〇 医療法の一部改正に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第二二五號)                  |
| 二六 ミシン類に対する物品税撤廃の請願(江崎真澄君紹介)(第一二二號)              | 一一 錦帶橋西建設全額国庫負担の請願(佐藤栄作君紹介)(第一八九號)                  |
| 二七 児童用乗物類に対する物品税撤廃の請願(江崎真澄君紹介)(第一二六七號)           | 一二 教員の定員増加に関する請願(高橋権六君紹介)(第一二三號)                    |
| 二八 ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願(門司亮君紹介)(第一二六九號)           | 一三 大阪府下学校施設の災害復旧支給の請願(吉武農市君外一名紹介)(第四四五號)            |
| 二九 黒糖に対する消費税撤廃の請願(古田安君外一名紹介)(第三〇三號)              | 一四 未帰還者留守家族に越冬資金支給の請願(遠藤三郎君紹介)(第四四五號)               |
| 三〇 家庭用ミシンに対する物品税撤廃の請願(三宅則義君紹介)(第一二八九號)           | 一五 教員の定員増加に関する請願(遠藤三郎君紹介)(第四四五號)                    |
| 三一 人形等に対する物品税減免の請願(西村直己君紹介)(第三三五〇號)              | 一六 錦帶橋西建設予算増額の請願(金塚要君紹介)(第一二〇號)                     |
| 三二 帽子に対する物品税撤廃に関する請願(西村直己君紹介)(第三三五一号)            | 一七 無縫寺建立に関する請願(並木芳雄君紹介)(第一二一號)                      |
| 三三 帽子に対する物品税撤廃に関する請願(西村直己君紹介)(第三三五二号)            | 一八 小中学校教職員の灾害補償に関する請願(小堀柳多君紹介)(第一四九三號)              |
| 三四 らば車に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三三五三号)              | 一九 教職員の結核対策強化に関する請願(宇野秀次郎君紹介)(第一四九四號)               |
| 三五 衣装人形に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三三五四号)             | 二〇 入學中学校の一部接收に伴う手当支給に関する請願(岡田昌子君紹介)(第一二七〇號)         |
| 三六 衣装人形に対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三三五五号)             | 二一 同(高橋等君紹介)(第一二七一號)                                |
| 三七 幸あめに対する物品税撤廃の請願(西村直己君紹介)(第三三五六号)              | 二二 教職員の結核対策強化に関する請願(受田新吉君紹介)(第一二七二號)                |
| 三八 清涼飲料及び嗜好飲料に対する請願(西村直己君紹介)(第三三五七号)             | 二三 同(堤タルヨ君紹介)(第一二七八號)                               |
| 一〇 國宝鑑ヶ城復興に関する請願                                 | 二四 遠刈田小学校兩天体操場建設費国庫補助の請願(庄司一郎君紹介)(第一四五八號)           |
| 一一 国立きつ音矯正所設置の請願(坪川信三君紹介)(第一七〇號)                 | 二五 教員の定員増加に関する請願(笠森順造君紹介)(第一四八一號)                   |
| 一二 国立きつ音矯正所設置の請願(坪川信三君紹介)(第一七一號)                 | 二六 國立大學に夜間部設置の請願(笠森順造君紹介)(第一四八三號)                   |
| 一三 東京水産大学校舎の施設対策に関する請願(富永格五郎君外四名紹介)(第一七二號)       | 二七 國立弘前大學に夜間部設置の請願(笠森順造君紹介)(第一四八四號)                 |
| 一四 田立療養所天龍莊に新舎充実設備の請願(足立篤郎君紹介)(第一七三號)            | 二八 定時制課程の設備費及び建築費国庫補助増額の請願(笠森順造君紹介)(第一四八五號)         |
| 一五 観音堂に於ける病床回転の根本対策に関する請願(福田昌子君紹介)(第一七四號)        | 二九 教職員の待遇改善に関する請願(島村一郎君紹介)(第一七四九號)                  |
| 一六 療養所における病床回転の根本対策に関する請願(福田昌子君紹介)(第一七五號)        | 三〇 同(柄澤セヨ子君紹介)(第一七五〇號)                              |
| 一七 看護婦既得権者に対する甲種看護師國家試験免除に関する請願(岡田英一君紹介)(第一七五二號) | 三一 同(林百郎君紹介)(第一七五二號)                                |
| 一八 外地引揚首科医師免許に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第一七五三號)            | 三二 同(橋直治君紹介)(第一七五三號)                                |
| 一九 看護婦既得権者に対する甲種看護師國家試験免除に関する請願(岡田英一君紹介)(第一七五四號) | 三三 同(林百郎君紹介)(第一七五四號)                                |
| 二〇 看護婦既得権者に対する甲種看護師國家試験免除に関する請願(岡田英一君紹介)(第一七五五號) | 三四 同(橋直治君紹介)(第一七五五號)                                |
| 二一 同(門脇勝太郎君紹介)(第一七五六號)                           | 二五 医療法の一部改正に関する請願(玉置信一君紹介)(第一七五七號)                  |
| 二二 同(大石武一君紹介)(第一七五七號)                            | 二六 理容師法の一部改正に関する請願(山崎岩男君外一名紹介)(第一七五八號)              |
| 二三 同(佐々木盛雄君紹介)(第五二一號)                            | 二七 看護婦既得権者に対する甲種看護師国家試験免除に関する請願(山崎岩男君外一名紹介)(第一七五九號) |
| 二四 教職員の結核対策強化に関する請願(松本七郎君紹介)(第一四五五號)             | 二八 同(門脇勝太郎君紹介)(第一七六〇號)                              |
| 二五 教職員の結核対策強化に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第一五五二號)            | 二九 同(大石武一君紹介)(第一七六一號)                               |
| 二六 教職員の結核対策強化に関する請願(佐々木盛雄君紹介)(第一五五三號)            | 二一 同(門脇勝太郎君紹介)(第一七六二號)                              |
| 二七 同(佐々木盛雄君紹介)(第一五五四號)                           | 二二 同(大石武一君紹介)(第一七六三號)                               |
| 二八 同(佐々木盛雄君紹介)(第一五五五號)                           | 二三 同(佐々木盛雄君紹介)(第一七六四號)                              |
| 二九 東京水産大学校舎の施設対策に関する請願(富永格五郎君外四名紹介)(第一七六六號)      | 二四 日南海岸國立公園指定の請願(川野芳滿君紹介)(第一七六七號)                   |
| 三〇 田立療養所天龍莊に新舎充実設備の請願(足立篤郎君紹介)(第一七六七號)           | 二五 遺族援護強化に関する請願(川野芳滿君紹介)(第一七六八號)                    |

- |  |  |
|--|--|
| 二六、一般保健婦の身分保護に関する請願(福田昌子君紹介)(第四一四号)      | 二七、社会保障制度確立に関する請願(青柳一郎君紹介)(第四四八号)              |
| 二八、宮城県に結核対策機関設定期定の請願(庄司一郎君外一名紹介)(第四四九号)  | 二九、看護婦既得権者に対する申種看護婦国家試験免除に関する請願(高橋等君紹介)(第四四九号) |
| 三〇、同(中川俊思君紹介)(第四九一号)                     | 三一、乳幼児保育施設の増設に関する請願(林百郎君紹介)(第四九二号)             |
| 三一、高松療院に伴う住宅建設費国庫補助の請願(小堀鶴多君紹介)(第五〇号)    | 三二、神官町地内に保育所設置に関する請願(林百郎君紹介)(第五〇四号)            |
| 三三、更生資金復元に関する請願(柄澤えみ子君紹介)(第五〇五号)         | 三四、保育所増設費増額の請願(林百郎君紹介)(第五〇五号)                  |
| 三五、らしい研究所の設立等に関する請願(丸山直友君紹介)(第五三二号)      | 三六、三陸鉄道敷設促進の請願(川崎秀一君紹介)(第一二五号)                 |
| 三六、根北線復活促進の請願(伊藤輝一君紹介)(第一二五号)            | 三七、岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願(佐藤榮作君紹介)(第一二七号)            |
| 三七、根北線復活促進に関する請願(川崎秀一君紹介)(第一二五号)         | 三八、勝山、倉吉両駅間鉄道敷設の請願(星島一郎君外一名紹介)(第一二八号)          |
| 三八、生保内、東右衛門間に鉄道敷設の請願(石田博英君外四名紹介)(第四四号)   | 三九、勝山、倉吉両駅間に急行列車停車の請願(吉田省三君紹介)(第一二九号)          |
| 三九、山田線復旧促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第八号)           | 四〇、野村、谷川両駅間に列車増発の請願(吉田省三君紹介)(第一二五号)            |
| 四〇、浜松、米原間に鉄道敷設に関する請願(松澤象人君紹介)(第一〇号)      | 四一、吉都線に熊本経由門司行の準急列車増発の請願(田中不破三君紹介)(第一二六号)      |
| 四一、紀勢線全通促進の請願(川崎秀一君外八名紹介)(第一号)           | 四二、吉都線急行列車を東京まで延長の請願(田中不破三君紹介)(第一二九号)          |
| 四二、生保内、東右衛門間に鉄道敷設の請願(石田博英君外四名紹介)(第四四号)   | 四三、県道遠野川井線に国営自動車運転開始の請願(野原正勝君外三名紹介)(第一二八号)     |
| 四三、山田線復旧促進に関する請願(伊藤輝一君紹介)(第一二五号)         | 四四、広尾港修築費国庫補助の請願(高倉定助君外一名紹介)(第九号)              |
| 四四、赤穂線敷設工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第一一五号)          | 四五、青森港修築工事促進の請願(山崎岩男君紹介)(第一一五七号)               |
| 四五、根北線復活促進の請願(伊藤輝一君紹介)(第一二五号)            | 四六、赤穂港改修工事促進の請願(稻田直道君紹介)(第一一五七号)               |
| 四五、津軽線復活促進に関する請願(山崎岩男君紹介)(第一一五八号)        | 四七、龍石港しづくせつ並びに拡張工事施行の請願(川村善八郎君外一名紹介)(第一一五一号)   |
| 四五、浜松、米原間に鉄道敷設に関する請願(吉田省三君紹介)(第一一五号)     | 四八、有家港災害復旧費国庫負担金交付促進の請願(山本猛夫君紹介)(第一一六九号)       |
| 四六、山田線復旧促進に関する請願(松澤象人君紹介)(第一〇号)          | 四九、港湾法の一部改正に関する請願(坪内八郎君外一名紹介)(第三一四号)           |
| 四七、高梁両駅間に鉄道敷設の請願(大村清一君紹介)(第一五一号)         | 五〇、港湾法による港湾工事費負担率改正の請願(安部後吉君紹介)(第一一五二号)        |
| 四八、高梁両駅間に鉄道敷設の請願(島山萬吉君紹介)(第一一五九号)        | 五一、下田港を避難港に指定の請願(田中不破三君紹介)(第一一五三号)             |
| 四九、岩内、黒松両駅間に鉄道敷設の請願(吉米地英俊君紹介)(第一一六〇号)    | 五二、根占港を商港に指定並びに修繕の請願(前田郁君紹介)(第一一五四号)           |
| 五〇、伊東下田間鉄道敷設促進の請願(吉米地英俊君紹介)(第一一六一号)      | 五三、油井港を重要港湾に指定の請願(田中不破三君紹介)(第一一五五号)            |
| 五一、宮下、川口間鉄道敷設の請願(菅家喜六君紹介)(第一一六二号)        | 五四、首崎に燈台及び警笛設置の請願(金子重義君紹介)(第一一五六号)             |
| 五一、上野市、夕張町間鉄道敷設の請願(浅沼稻次郎君紹介)(第一一六三号)     | 五五、花咲燈台に霧信号設置の請願(伊藤輝一君紹介)(第一一五七号)              |
| 五二、上野市、夕張町間鉄道敷設の請願(川崎秀一君紹介)(第一一六四号)      | 五六、塩釜に燈台に霧中信号設置の請願(岩男君紹介)(第一一五八号)              |
| 五三、日南鉄道全通促進の請願(小西寅松君外二名紹介)(第一一六〇号)       | 五七、落石埼燈台に霧笛設置の請願(伊藤輝一君外一名紹介)(第一一五九号)           |
| 五四、日南鉄道全通促進の請願(小西寅松君外二名紹介)(第一一六一号)       | 五八、塩釜燈台に霧信号設置の請願(岩男君紹介)(第一一六〇号)                |
| 五五、志布志、古江両線の列車ダイヤ改正の請願(田中不破三君紹介)(第一一六二号) | 五九、小瀬戸、神の島間水路開設の請願(岡西明貞君紹介)(第一一六一号)            |
| 五六、志布志、古江両線の列車ダイヤ改正の請願(松本七郎君紹介)(第一一六三号)  | 六〇、小瀬戸、神の島間水路開設の請願(坪内八郎君紹介)(第一一六二号)            |
| 五七、阪和線拂下げに關する請願(佐藤重義君紹介)(第一一六四号)         | 六一、小瀬戸、神の島間水路開設の請願(岡西明貞君紹介)(第一一六三号)            |
| 五八、阪和線拂下げに關する請願(小西寅松君外二名紹介)(第一一六五号)      | 六二、黒島に航路標識設置の請願(田中長治郎君紹介)(第一一六六号)              |
| 五九、塩釜燈台に霧信号設置の請願(岩男君紹介)(第一一六七号)          | 六三、日南市油津海上保安部内に船舶検査官分室設置の請願(田中不破三君紹介)(第一一六九号)  |



日本等の臨時特例に関する法律案日本  
輸出銀行法法案

一、昨八日参議院送付の次の同院趣議  
審査案を可決した旨参議院に通知し  
た。

協同組合による金融事業に関する法  
律の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

一、昨八日参議院送付の次の内閣提出  
案を可決した旨参議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改  
正する法律案

裁判所の職務の特例等に関する法律  
判事補の職務の特例等に関する法律  
の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律  
案

裁判所職員定員法の一部を改正す  
る法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法  
律案

行政機関職員定員法の一部を改正す  
る法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部  
を改正する法律案

田有財産法第十三條の規定に基き、  
国会の認決を求めるの件

検察官の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案

公務員の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案

内閣提出案を可決した旨の通知書を受領  
した。

一、昨八日参議院において、次の内閣  
提出案を可決した旨の通知を受領し  
た。

全国選舉管理委員会法の一部を改正  
する法律案

一、昨八日参議院において、次の内閣  
提出案を可決した旨の通知書を受領  
した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部  
を改正する法律案

揮発油税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律  
案

鉱業法施行法案

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改  
正する法律案

土地調整委員会設置法案

日本政府在外事務所設置法の一部を  
改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案  
裁判所職員の定員に関する法律案の  
一部を改正する法律案  
刑事訴訟法施行法の一部を改正する  
法律案  
民事訴訟法等の一部を改正する法律  
案  
運輸省設置法等の一部を改正する法  
律案  
行政機関職員定員法の一部を改正す  
る法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部  
を改正する法律案  
田有財産法第十三條の規定に基き、  
国会の認決を求めるの件  
検察官の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案  
公務員の俸給等に関する法律の一部  
を改正する法律案  
内閣提出案を可決した旨の通知書  
を受領した。  
一、昨八日参議院において、第八回国  
会において本院で総選舉審査をした次  
の内閣提出案を可決した旨の通知書  
を受領した。  
鉱業法案  
採石法案